

日行連発第208号  
平成29年5月31日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
許認可業務部  
部長 益本 納

自動車保有関係手続のワンストップサービスの適用拡大に伴う  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会宛て要請文書について（通知）

今般、本年4月3日より自動車保有関係手続のワンストップサービスの適用範囲が拡大されたことに伴い、別添のとおり、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）宛てに要請いたしましたのでお知らせいたします。

当該要請文書においては、自動車登録申請業務は、OSSにおける適用除外を除き行政書士の独占業務であること、また、政府の「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに係る対処方針のフォローアップ」（平成28年6月30日）でも、行政書士法の遵守が示されたことを受けて、自販連に対して、あらためて、行政書士法が遵守徹底されるよう必要な指導を要請したほか、昭和52・59年に自販連との間で締結した合意確認書の内容を再確認いただき、その趣旨に基づく円満な関係の維持発展を促進するよう要請いたしました。

つきましては、各単位会におかれましても、上記の趣旨等をご理解のうえ、自販連支部との円満な関係の維持発展に向けた対応をお願い申し上げます。

【別添】行政書士法の遵守徹底及び円満な関係の維持について  
（平成29年5月23日・日行連発第184号）

以 上

日行連発第184号  
平成29年5月23日

一般社団法人日本自動車販売協会連合会  
会長 久 恒 兼 孝 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠 田 和 夫



### 行政書士法の遵守徹底及び円満な関係の維持について

平素は、行政書士制度に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月3日より、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の対象地域や対象手続が拡大されましたが、OSSにおける適用除外を除き自動車登録申請業務は行政書士の独占業務であること、また、政府の「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに係る対処方針のフォローアップ」（平成28年6月30日）で「権利義務や事実証明」に関する書類の作成は行政書士の独占業務となっており、行政書士法が遵守され、これらの書類の作成が行われないことが担保される必要がある。」と示されたことを受け、この機会に、あらためて、同フォローアップで示された趣旨をご理解いただき、行政書士法が遵守徹底されるよう必要な指導を要請するものです。

また、昭和52・59年に貴会との間で締結した合意確認書についても、締結当時から月日が経過していることから、その内容を再度確認いただき、趣旨である共存共栄と相互尊重の精神に基づく円満な関係の維持発展を、各都道府県行政書士会と各支部において促進されるよう要請いたします。

つきましては、各支部及び傘下会員に対して、添付の文書とともにご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

#### <添付資料>

- ①合意確認書（昭和52年10月6日、昭和59年9月26日）
- ②IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに係る対処方針のフォローアップ（平成28年6月30日）

---

# 合意確認書

---



1. 昭和52年10月6日
2. 昭和59年9月26日

---

日本行政書士会連合会

---

昭和52年10月7日 第1892号受・発

|   |   |      |   |      |  |   |
|---|---|------|---|------|--|---|
| 会長  | 副会長   | 担当部長 | 事務局長  | 事務次長 | 担当   | 受付  |
|  |  |      |  |      |  |  |

昭和五十二年十月六日

総務部

# 合意確認書

自取連 瀧川勝二  
 日行連 佐藤義哉

## 合 意 確 認 書

### 車庫証明業務の取扱いに関する自販連・日行連 の協議事項

1. 自販連及び日行連は、車庫証明業務に係る申請書の作成について、別記の基本方針をそれぞれ傘下支部及び単位会に対し、周知徹底を図り、適宜必要な助言指導を行うものとする。
2. 日行連は単位会ごとに、車庫証明業務についての処理体制が整ったことを確認したときは、その旨を自販連に連絡のうえ、車庫証明業務の円滑な運営について協議するものとする。
3. 自販連及び日行連は、前項の協議が整ったときは、それぞれ支部及び単位会に対し、車庫証明業務の具体的な実施細目について話し合いを行うものとする。
4. 第2号及び前号については、別記の基本方針の趣旨が自販連及び日行連の部内に徹底した段階において、自販連及び日行連が別に協議して定めるときから適用するものとする。

車庫証明申請書

車庫証明の申請に関する基本方針

1. 自動車販売店（セールスマン等）は、ユーザーに対し、自動車保管場所証明書（車庫証明書）の交付申請書（添付書面を含む）は、必ずユーザー自身が記入作成するように奨めるものとする。

2. ユーザーが自から交付申請書を作成しない場合には、セールスマン等はユーザー自身が行政書士に直接依頼するように奨めるものとする。

上記の通り確認する。

昭和52年10月6日

東京都港区南青山5丁目7番17号

社団法人 日本自動車販売協会連合会

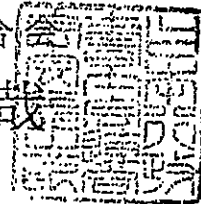
会長 瀧川 勝



東京都豊島区駒込2-7-8

日本行政書士会連合会

会長 佐藤 義哉



## 車庫証明業務の取扱いについて

1. 懇日本自動車販売協会連合会（以下自販連という）と日本行政書士会連合会（以下日行連という）は、行政書士法の遵守について周知徹底を図ることを確認すると共に、昭和52年10月6日に交わされた合意確認書を尊重し、誠意をもって車庫証明業務の推進を図るものとする。
2. 自販連と日行連は、各都道府県における本業務の取扱いに関し、別紙「車庫証明業務取扱いに関する基本要綱」をそれぞれの組織を通じて周知徹底を図るものとする。
3. 車庫証明業務取扱い開始時期は10月を目標とする。
4. 車庫証明業務取扱い上における種々の問題が発生した場合には、問題の性格に応じ中央並びに地方において協議することとする。

昭和59年9月26日

懇日本自動車販売協会連合会

会長 勝 又 豊次



日本行政書士会連合会

会長 佐 藤 義



## 車庫証明業務取扱いに関する基本要綱



1. 自販連支部と都道府県行政書士会（以下県行政書士会という）は、52年10月6日の自販連と日行連の間において交わされた合意確認書を尊重し、合意確認書の実行について友好裡に推進するものとする。

自販連支部と県行政書士会は、それぞれ会員に対し車庫証明業務に係わる申請書の作成について、下記事項の周知徹底を図り、適切な指導、助言を行うものとする。

- 1) セールスマン等は、ユーザーに対し車庫証明申請書はユーザー自身が記入作成するよう奨める。
- 2) セールスマン等は、ユーザーが車庫証明申請書を作成しない場合は、行政書士に作成を依頼するものとする。
- 3) 上記1)、2)項を確実に実行することにより、行政書士法違反を防止するものとする。

3. 自動車販売会社の協力

自動車販売会社は、車庫証明申請書の作成を行政書士に依頼するときは、作成に必要な書類等を提供するものとする。

4. 業務の実施方法

業務の実施に当たっては、下記のいずれかの方法を双方協議の上選択するものとする。

- 1) 個別方式 2) 合同方式 3) 左記1)、2)の併用方式

5. 業務の実施に伴う付帯事項

業務の実施に伴い発生する下記付帯事項については、地域事情により双方協議の上定めるものとする。



- 1) 必要な書類の受渡し方法    2) 報酬額 (除法定費用)  
3) 報酬の支払方法                4) 本業務取扱行政書士名

6. 守秘義務

行政書士は本業務の取扱いにより生じた自動車販売会社の企業秘密に類するものについて、十分に配慮し、他に洩らしてはならないものとする。

7. 連絡調整

自販連支部と県行政書士会は、本業務の取扱いについて問題を生じたときは、双方が協議し誠意をもって解決をはかるものとする。

8. この基本要綱は各県における協議がまとまり次第発効するものとする。

以 上

平成27年度 IT活用への裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに係る対応方針のフォローアップ項目一覧

| 項目番号 | 項目名                               | 制度の現状   | 対応方針   | 関係府省名          | 対応方針に対する達成度 |  | 対応方針に対する達成度 |   |
|------|-----------------------------------|---|--|----------------|-------------|--|-------------|---|
|      |                                   |   |  |                | 記号          | 具体的対応状況<br>(H28年3月末時点)   | 記号          | 具体的対応状況<br>(H27年9月末時点)  |
| 1    | 高等学校での遠隔授業の正規授業化                  | 高校での遠隔授業は正規授業として認められていない。   | 文部科学省は、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて、教育課程の特別措置や関係する専攻の成果を活用し、総合的かつ体系的に実践事例の収集・検証を行うとともに、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題及びその対応策について検討を行うための有識者会議を平成28年度早期に立ち上げる。有識者会議においては、平成28年度末までの実践事例の実施状況を踏まえつつ、平成27年度早期に検討状況の中間的な整理を行うとともに、その後のスケジュールについて明確化する。 | 文部科学省          | S<br>(措置済み) | 有識者会議からの提言(平成28年12月)を踏まえ、必要な制度改正を実施した(平成27年4月1日に公布・施行)。<br>平成27年度は実践事例の普及推進を図るための調査研究事業を実施。  | S<br>(措置済み) | 有識者会議からの提言(平成28年12月)を踏まえ、必要な制度改正を実施した(平成27年4月1日に公布・施行)。<br>平成27年度は実践事例の普及推進を図るための調査研究事業を実施。   |
| 2    | 不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し      | 不動産取引の契約に際して宅地建物取引主任者が行う重要事項説明は、対面で行うこととされており、インターネットを通じて行うことは認められていない。また、契約の際に交付が義務付けられている書面の電磁的方法による交付も認められていない。  | 国土交通省は、インターネット等を利用して、対面以外の方法による重要事項説明について、具体的な手法や課題への対応策に関する検討に着手し、平成28年6月に中間とりまとめを行い、平成28年中に結論を得て、必要な方を講じる。<br>また、契約に際して交付する書面の電磁的方法による交付の可能性についても検討を行い、平成28年中に結論を得る。   | 国土交通省          | B           | 平成27年8月31日より「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験」を開始し、平成28年3月18日に「第一回ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」を開催したところ、検討会では、社会実験結果を元に今後の展開等について議論が行われたこととされ、今後とも社会実験を継続することとされ、併せて次回検討会を平成28年9月に開催することが決定された。   | B           | ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に参加する事業者の資格等を定めたガイドラインを平成27年5月に公表した。それに基づき、7月には社会実験に参加する事業者246社を決定し、8月31日に社会実験が開始されたところ。今後は、半年に一回程度、社会実験の結果の検証を目的とした検討会の開催を予定している。  |
| 3    | 国家資格の取得更新時におけるeラーニングの活用           | 313種類の国家資格(平成22年7月時点、総務省行政評価局調べ)の中には、取得や更新の要件として課業の受講(とその課業を踏まえての試験)が含まれているものがある。こうした制度において、eラーニングのような仕組みで時間や場所にとらわれず受講できる仕組みを導入することにより、受講者の負担軽減と事務の効率化が図れる可能性がある。  | 内閣官庁(IT総合戦略室)は、資格の取得や更新の要件として課業の受講を求めている制度の所管省庁に対して、eラーニングの導入による受講生の負担軽減や事務効率化の観点から実証調査を行う。その結果を踏まえて、各所管省庁は、eラーニング導入の可能性を検討し、平成28年5月中に実施スケジュールも含め、結果を取りまとめる。   | IT総合戦略室<br>各府省 | B           | 資格の取得や更新の要件として受講を求めている制度の所管し府省に対しての現状の実証調査に基づき、特に導入可能性のある府省庁への働きかけを実施し、規制制度の問題のみならず、実施主体の投資効果等の共通する課題があることが判明したため、引き続き、平成27年2月に開催したIT総合戦略本部新戦略推進専門調査会規制制度改革分科会での構成員の指摘も考慮しつつ、内部的な検討を進めているが、依然実施スケジュール策定には至っていない。   | B           | 資格の取得や更新の要件として受講を求めている制度の所管し府省に対しての現状の実証調査に基づき、特に導入可能性のある府省庁への働きかけを実施し、規制制度の問題のみならず、実施主体の投資効果等の共通する課題があることが判明したため、引き続き、今年2月に開催したIT総合戦略本部新戦略推進専門調査会規制制度改革分科会での構成員の指摘も考慮しつつ、内部的な検討を進めているが、依然実施スケジュール策定には至っていない。   |
| 4    | 株式会社の事業報告等のウェブ開示                  | 株式会社の株主に提供すべき事業報告等をウェブで開示する制度はあるが、対象が限定されている(「事業報告」の記載事項のうち、主要な事業内容、重要な投資・資金調達、M&Aの状況等重要な部分)が対象外、「株主総会参考書類」の記載事項のうち、議案は対象外、「計算書類」のうち、個別注記表のみが対象。  | 法務省は、事業報告等の記載事項の中でインターネットでの開示の対象となる事項について拡大する方向で検討し、必要に応じて平成28年度中に予定されている会社法施行規則及び会社計算規則の改正の際に見直しを行う。  | 法務省            | A<br>(措置済み) | 平成27年2月6日に公布された会社法施行規則の一部を改正する省令(平成27年法務省令第6号)により、会社法施行規則及び会社計算規則中Web開示制度に関する規定を改正し、事業報告等の記載事項の中でインターネットでの開示の対象となる事項を拡大した。   | A<br>(措置済み) | 平成27年2月6日に公布された会社法施行規則の一部を改正する省令(平成27年法務省令第6号)により、会社法施行規則及び会社計算規則中Web開示制度に関する規定を改正し、事業報告等の記載事項の中でインターネットでの開示の対象となる事項を拡大した。  |
| 5    | 電子的な手法による労働条件の明示                  | 使用者が労働者に対して明示する賃金及び労働時間に関する事項のほか厚生労働省令で定める事項については、FAXまたは電子メールでの提示ができない。   | 厚生労働省は、電子的な手法による労働条件の明示について、労働政策審議会における労働時間法制をはじめとする検討(平成25年9月から開始、1年を目途に結論)の一環として、労働者の保護・利便性に配慮しつつ検討を行い、結論を得る。  | 厚生労働省          | A           | 電子的手法による労働条件の明示について、労働政策審議会における労働時間法制をはじめとする検討(平成25年9月から開始)の一環として、平成26年2月25日より検討を開始。<br>平成27年2月13日労働政策審議会第10回「労働時間法制等の在り方(報告)」において、電子的手法による労働条件明示を認める方向で、「労働基準法等の一部を改正する法律案」成立後、改めて審議会での検討を継続することとしている。<br>検討に当たって、まずは労働条件の明示に関する実態を把握する必要があることから、事業場及び労働者に対するアンケートを同年9月に実施した。<br>電子的手法による労働条件の明示を認めるためには、省令改正が必要であるため、今後、法律案の成立後、アンケートの結果も踏まえ、労働政策審議会での検討を予定。 | A           | 電子的手法による労働条件の明示について、労働政策審議会における労働時間法制をはじめとする検討(平成25年9月から開始)の一環として、平成26年2月25日より検討を開始。<br>平成27年2月13日労働政策審議会第10回「労働時間法制等の在り方(報告)」において、電子的手法による労働条件明示を認める方向で、「労働基準法等の一部を改正する法律案」成立後、改めて審議会での検討を継続することとしている。<br>検討に当たって、まずは労働条件の明示に関する実態を把握する必要があることから、事業場及び労働者に対するアンケートを同年9月に実施しているところ。 |
| 6    | 国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し(☆)       | 電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見逃し可能性」「検索機能」等は、紙媒体では具体的に求められていない要件であり、紙による保存よりも過度に厳格になっているこれらの要件を見直す。また、電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも電子保存を促進する観点で法を見直す。さらに国税関係帳簿書類等の国税関係書類の電子保存(スキャナ保存)に係る要件等について、企業の業務効率の向上を図るため見直す。 | 財務省と国税庁は、国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係省等の意見を踏まえた上で、平成27年度以降できるだけ早期の法制改正プロセスで結論を得る。    | 財務省<br>国税庁     | S<br>(措置済み) | 電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等について、次の①から③などの要件を緩和するとの結論を得た(平成27年度法制改正大綱(平成27年1月14日閣議決定))。<br>① 契約書等の金額基準の廃止<br>② 契約書等について、業務処理後にスキャナ保存を行う場合に必要とされている関係帳簿の電子保存の承認要件の廃止<br>③ 電子署名の要件の見直し<br>これについて、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の改正(平成27年3月)及び電子帳簿保存法取扱い運用の改正(平成27年7月)を行った。  |             |   |
| 7    | 教科書の電子化(☆)                        | 教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている(学校教育法第34条)。電子教科書も「教科用図書」と位置づけ、教科書検定制度や無償給付制度等を見直す。  | 文部科学省は、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成28年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。  | 文部科学省          | A           | 平成27年5月より「デジタル教科書の位置づけに関する検討会」を開催し、いわゆる「デジタル教科書の位置づけ及びこれらに関連する教科書制度の在り方」について専門的な検討を行っている。  |             |   |
| 8    | 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和(☆) | 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険料に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようになる。  | 金融庁は、事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面につき、電磁的方法により提供することを可能とするなどについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成28年度中に検討を行い、結論を得る。  | 金融庁            | A<br>(措置済み) | 保険契約者等の保護に留意し、一部の保険契約を除き、事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面につき、電磁的方法により提供することを可能とする等の措置を盛り込んだ保険業法施行規則を平成27年5月27日に公布した。<br>※平成28年5月29日施行済。  |             |   |

| 項目番号 | 項目名                           | 制度の現状  | 対応方針   | 関係府省名          | 対応方針に対する達成度 |   | 対応方針に対する達成度 |  |
|------|-------------------------------|--|--|----------------|-------------|---|-------------|--|
|      |                               |  |  |                | 記号          | 具体的対応状況<br>(H28年3月末時点)  | 記号          | 具体的対応状況<br>(H27年9月末時点)   |
| 9    | e-文書法の再徹底                     | 平成17年のe-文書法施行時に、全庁一斉に電磁的形式での書類の保存を義務づけるための省令改正等を行ったが、その際には対象外となった事案があるほか、その後制定された法律についてどのように対応されているかは、確認できていない。                                    | 各府省は、内閣官房(IT総合戦略室)が示す手引き等に基づき、所管する法令で電磁的保存等について電磁的記録による方法を認めない事例を調査した上で、平成28年4月までに対応方針をまとめる。その対応方針に則り、所要のe-文書法に基づく省令改正等を平成28年度中に実施する。内閣官房(IT総合戦略室)は、上記の調査及び省令改正等の実施状況を確認する。  | 各府省<br>IT総合戦略室 | B           | 電磁的記録による方法を採用していない事例の調査については、「法令等により電磁的記録による保存、交付等が規定されている事案」の洗い出し、「既成のシステム」の調査等を行い、調査を行った。今後、内容の確認等を行い、電磁的記録による方法の適用範囲を拡大するべく、関係府省庁と検討を進める。  | A           | 電磁的記録による方法を採用していない事例の調査結果のうち、電子化したものの保存、交付等が規定されている事案の洗い出し、「既成のシステム」の調査等を行い、調査を行った。今後、内容の確認等を行い、電磁的記録による方法の適用範囲を拡大するべく、関係府省庁と検討を進める。   |
| 10   | ハローワークにおける「在宅勤務」の取組の見える化      | ハローワークにおいて、働く場所を特定しない募集ができない。また、在宅勤務の募集を検索しにくい。  | 厚生労働省は、ハローワークでの在宅勤務の取組の見える化に向けて、求人票への表記の全統一や在宅勤務に関する特定のシステムコードの付与などの措置を平成25年度中に実施し、平成28年度当初から運用を開始する。また、ハローワークインターネットサービスにおいて、在宅勤務を求人検索する際の案内を追加するなど、検索を容易にするための措置を平成25年度中に講ずる。  | 厚生労働省          | A<br>(措置済み) | 当該措置については、平成28年3月6日付け職責部0305第1号「公共職業安定所における「在宅勤務」に係る求人及び求職者の取組について」にて都道府県労働局に対して対応を指示済み(平成28年4月1日から運用)。また、ハローワークインターネットサービスにおける案内の追加については、平成28年3月に当該サービスのホームページの改修を行い、同年4月1日に公開。  | A<br>(措置済み) | 当該措置については、平成28年3月6日付け職責部0305第1号「公共職業安定所における「在宅勤務」に係る求人及び求職者の取組について」にて都道府県労働局に対して対応を指示済み(平成28年4月1日から運用)。また、ハローワークインターネットサービスにおける案内の追加については、平成28年3月に当該サービスのホームページの改修を行い、同年4月1日に公開。                                       |
| 11   | 「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み      | 子育てをサポートしていると認定された事業者に与えられる「くるみん」マークの認定基準に「男性の育児休業取得」等に加えて、「在宅勤務の実施」を設定することで、テレワーク導入への企業のモチベーションを向上させるべき。  | 厚生労働省は、現行の認定制度において在宅勤務やテレワークの措置が認定基準8の③の要素に含まれていないことと周知徹底を要している。また、次世代育成支援対策推進法の改正に伴う在宅勤務の見直しに当たって、認定基準における在宅勤務の位置づけの見直しについて検討する。  | 厚生労働省          | A<br>(措置済み) | 平成28年11月28日に「次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第130号)により、認定基準の見直しを行い、認定基準8の③の働き方の見直しに係る基準において、その他の働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備のための措置の例示として、在宅勤務及び情報通信技術を活用した勤務(テレワーク)を加えた。平成27年4月1日からの改正省令の円滑な施行に向け、パンフレットを作成する等、周知を行った。  | A<br>(措置済み) | 平成28年11月28日に「次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第130号)により、認定基準の見直しを行い、認定基準8の③の働き方の見直しに係る基準において、その他の働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備のための措置の例示として、在宅勤務及び情報通信技術を活用した勤務(テレワーク)を加えた。平成27年4月1日からの改正省令の円滑な施行に向け、パンフレットを作成する等、周知を行った。 |
| 12   | 労働者が希望する場合に所定労働時間内の深夜労働割増の柔軟化 | 育児や介護と仕事を両立する在宅勤務においては、「子どもが起きる前/寝た後」に在宅勤務したとしても、使用者に深夜割増賃金の支払義務が生じるため、感情的に業務が支障をきたす恐れがある。このため、「本人希望」「所定労働時間内」「上限の設定」等の条件の下で「深夜割増賃金支払義務」の柔軟化を行うべき。 | 厚生労働省は、テレワークの導入が容易となるモデルの実証事業において、深夜割増賃金を含むテレワークという働き方の課題を抽出し、必要に応じて対応を検討する。また、育児等との両立を可能とするテレワーク(終日在宅型テレワーク等)を普及するため、労働管理やIT技術の専門家によるコンサルティングの実施、導入経費の助成等の中小企業に対するきめ細やかな支援等の施策を積極的に実施する。  | 厚生労働省          | B           | 厚生労働省は総務省と連携し、平成28年度より、テレワークという働き方の課題の抽出等を目的とした在宅勤務モデル実証事業を実施中。同事業において、深夜労働割増賃金等に関する労使ヒアリングを行い、有識者からなる検討委員会において議論が行われた。平成28年度及び平成27年度の実証結果を踏まえて、テレワークという働き方の課題を整理し、報告書のとりまとめを行う。また、テレワーク相談センターの設置、専門家による訪問コンサルティングの実施、中小企業に対するテレワーク導入経費の助成等の施策により、テレワークの普及支援を行っている。 | B           | 総務省と連携し、平成28年度より、テレワークという働き方の課題の抽出等を目的とした在宅勤務モデル実証事業を実施中。同事業において、深夜労働割増賃金等に関する労使ヒアリングを行い、有識者からなる検討委員会において議論が行われた。  |
| 13   | 在宅勤務と育児休業を両立させるための給付金支給規定の改定  | 育児休業基本給付金の給付要件は、就業している日数が月10日以上とされているが、給付金を受けながら短時間の業務を継続し、収入を確保する選択をする場合、現在の要件「10日以上」を「10日以上又は80時間以下」と改定すべき。                                      | 厚生労働省は、男性のワーク・ライフ・バランスの実現や女性の就業率向上の観点から、フルタイムで働く労働者が子育て期においても働き続けることができるようにするとともに、育児休業を取得する場合において収入増加に資するよう取り組む。具体的には、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度や両立支援助成金の一層の周知に取組むとともに、別途育児休業期間中の所得保障を充実させる観点から、育児休業給付金の給付率の引上げについて、労働政策審議会での検討を行い、次期通常国会への雇用保険法改正案の提出を目指す。 | 厚生労働省          | A<br>(措置済み) | 育児休業給付(休業開始前賃金の50%を支給)については、休業開始後6月につき、給付割合を87%に引き上げる措置を盛り込んだ「雇用保険の一部を改正する法律案」が第186回通常国会で成立(平成28年4月1日施行)。また、育児休業給付金の給付要件を、「月の就業日数10日以上」から「月の就業日数10日以上又は月の就業時間80時間以下」とする省令改正を行った。(平成28年10月1日施行)  | A<br>(措置済み) | 育児休業給付(休業開始前賃金の50%を支給)については、休業開始後6月につき、給付割合を87%に引き上げる措置を盛り込んだ「雇用保険の一部を改正する法律案」が第186回通常国会で成立(平成28年4月1日施行)。また、育児休業給付金の給付要件を、「月の就業日数10日以上」から「月の就業日数10日以上又は月の就業時間80時間以下」とする省令改正を行った。(平成28年10月1日施行)                         |
| 14   | 遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し          | 使用者と勤務地が異なる在宅勤務者においても、最低賃金は使用者の所在地で設定されている。大都市圏の企業が、地方在住の在宅ワーカーを雇用するインセンティブとするよう、遠隔雇用をする場合の最低賃金の基準を見直すべき。  | 厚生労働省は、テレワークの導入が容易となるモデルの実証事業において、遠隔雇用をする場合の最低賃金の適用を含むテレワークという働き方の課題を抽出する。   | 厚生労働省          | B           | 厚生労働省は総務省と連携し、平成28年度より、テレワークという働き方の課題の抽出等を目的とした在宅勤務モデル実証事業を実施中。同事業において、遠隔雇用をする場合の最低賃金の適用を含むテレワークという働き方の課題に関する労使ヒアリングを行い、有識者からなる検討委員会において議論が行われた。平成28年度及び平成27年度の実証結果を踏まえて、テレワークという働き方の課題を整理し、報告書のとりまとめを行う。   | B           | 総務省と連携し、平成28年度より、テレワークという働き方の課題の抽出等を目的とした在宅勤務モデル実証事業を実施中。同事業において、遠隔雇用をする場合の最低賃金の適用を含むテレワークという働き方の課題に関する労使ヒアリングを行い、有識者からなる検討委員会において議論が行われた。   |
| 15   | 政府のオンライン行政手続きにおける本人確認手続きの見直し  | 政府におけるオンライン手続きにおいて、本人確認方法を含めた認証方式が、書面での手続きと比較して過度に厳格な安全性を要求している可能性がある。   | 重点手続き(「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日IT総合戦略本部決定)で重点手続きと位置づけられた「手続」)所管府省は、本人確認方法を含めた認証方式が、リスクの影響度を踏まえ合理的かどうかについて、システムの開発・更改・改修時までに再点検を行い、内閣官房(IT総合戦略室)及び総務省はフォローアップを行う。  | 総務省            | B           | 平成28年3月末までに、認証方式の再点検を行うべき。システムの開発・更改・改修がなかったため、該当なし。  | B           | 平成27年8月末までに、認証方式の再点検を行うべき。システムの開発・更改・改修がなかったため、該当なし。   |
| 16   | ID連携による制度間の本人確認の合理化           | 異なる組織間でのID連携やデータ連携のための信頼関係を構築するためのID連携・プラットフォームワークの構築が求められている。   | 経済産業省は、総務省が行うID連携の事業(実証・標準化等)と連携し、実証やその結果を踏まえた標準の規格化等を平成27年度末を目途に行う。   | 経済産業省<br>総務省   | A           | 総務省においては、携帯電話事業者のIDを活用したID連携・プラットフォームワークの構築に向けた調査を平成28年度に実施し、技術的・制度的課題を整理。当該プラットフォームワークの構築に当たっては、事業者間の合意形成が必要となることを踏まえ、関係事業者の間で当該調査結果を平成28年2月に共有済み。経済産業省は、公的個人認証を活用した官民におけるID連携・プラットフォームワークの構築に係る実証を行い、官民ID連携プラットフォームワークの要件を整理するとともに、技術標準を策定した。                     | A           | 総務省においては、携帯電話事業者のIDを活用したID連携・プラットフォームワークの構築に向けた調査を平成28年度に実施し、技術的・制度的課題を整理。当該プラットフォームワークの構築に当たっては、事業者間の合意形成が必要となることを踏まえ、関係事業者の間で当該調査結果を共有することを検討中。経済産業省は、ID連携・プラットフォームワークを活用した官民連携の在り方を検討するための実証事業を実施した。                |

| 項目番号 | 項目名                           | 制度の現状  | 対応方針   | 関係府省名                      | 対応方針に対する進捗度 |   | 対応方針に対する達成度 |  |
|------|-------------------------------|--|--|----------------------------|-------------|---|-------------|--|
|      |                               |  |  |                            | 記号          | 具体的対応状況<br>(H28年3月末時点)  | 記号          | 具体的対応状況<br>(H27年8月末時点)   |
| 17   | 個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大 | 公的個人認証サービスを活用して本人確認を行うことができる者(署名検証者)については、これまで行政機関等に限定されていたが、社会保障・税番号制度の施行(平成28年1月を予定)に伴い、署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を通知することとされた。         | 総務省は、個人番号カードに格納される公的個人認証サービスの署名検証者の範囲の拡大に対応し、当該サービス利用について民間事業者へ積極的な働きかけを継続的に行っていき、また、スマートフォンなどの公的個人認証サービスの利用に際し、引き続き検証作業を実施し、平成26年度末を目途に検討結果をまとめる。   | 総務省                        | A           | 平成28年1月の社会保障・税番号制度の施行に伴い、署名検証者の範囲が拡大し、大臣認定を前提として、民間事業者についても公的個人認証サービスを利用できることとなった。同年2月には、民間事業者3社に対し、初の大臣認定を行ったところ。当該3社以外も、大臣認定を希望する事業者が複数あり、スピーディーな対応を心がけて確実に審査を実施しているところ。また、スマートフォンなどの公的個人認証サービスの利用については、平成27年中のサービス開始を目指すとして、サービス利用に必要な利用者の技術仕様の確定と実用化に向けた検討を進めているところ。さらに、昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」を踏まえ、「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用促進の在り方に関する懇談会」において、公的個人認証サービス等の利活用推進策の1つとしてスマートフォンへの利用者証明機能のダウンロードの実現に向けた検討が鋭意行われているところ。 | A           | 公的個人認証サービスの署名検証者の範囲の拡大については、平成27年7月「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン」を公表し、サービス利用を希望する民間事業者の総務大臣認定に向けて、技術仕様の明示等の手続を進めているところ。また、スマートフォンなどの公的個人認証サービスの利用については、平成26年度までの調査研究の結果、具体的な要件整理の方向性が明らかになったところであり、引き続き、サービス利用に必要な利用者の技術仕様の確定と実用化に向けた検討を行っているところ。 |
| 18   | 登記情報の共有化、添付書類省略               | 登記所が他の登記所の管轄に属する登記情報についても調査を行うこととなる場合には、申請人は当該登記所に係る登記事項証明書を他の登記所から取得して添付すべきものとされているが、登記所間での情報共有により添付書類を不要とすべき。                          | 法務省は、登記所間での登記情報の共有化と添付書類の省略に向けて、法令改正を含めたその具体的な方法について検討を実施するとともに、実証に当たって必要となるシステム開発を行い、平成26年度中に運用を開始する。   | 法務省                        | A<br>(措置済み) | 登記申請の際に申請人に会社法人等番号の提供を求め、登記所において当該会社・法人の登記情報の確認を行うことが可能となることについて、必要となるシステム開発及び不動産登記令等の一部を改正する政令(平成27年政令第262号)により、措置済み。※施行は平成27年11月2日  | A<br>(措置済み) | 登記申請の際に申請人に会社法人等番号の提供を求め、登記所において当該会社・法人の登記情報の確認を行うことが可能となることについて、必要となるシステム開発及び不動産登記令等の一部を改正する政令(平成27年政令第262号)により、措置済み。※施行は平成27年11月2日   |
| 19   | 自動車保有関係手続きのワンストップ化の進捗         | 運転免許の更新や自動車検査票の更新など、運転免許の更新や自動車検査票の更新など、ワンストップ化されている手続きは更新の更新のみであるが、更新時には代用紙の発行や運転免許の更新時に必要となる書類の提出など、ワンストップ化されていない手続きのワンストップ化を進める必要がある。 | 国土交通省は、運転免許の更新や自動車検査票の更新など、ワンストップ化されている手続きは更新のみであるが、更新時には代用紙の発行や運転免許の更新時に必要となる書類の提出など、ワンストップ化されていない手続きのワンストップ化を進める必要がある。   | 国土交通省<br>警察庁<br>財務省<br>建設省 | A           | 国土交通省等において、運転免許の更新や自動車検査票の更新など、ワンストップ化されている手続きは更新のみであるが、更新時には代用紙の発行や運転免許の更新時に必要となる書類の提出など、ワンストップ化されていない手続きのワンストップ化を進める必要がある。  | A           | 国土交通省等において、運転免許の更新や自動車検査票の更新など、ワンストップ化されている手続きは更新のみであるが、更新時には代用紙の発行や運転免許の更新時に必要となる書類の提出など、ワンストップ化されていない手続きのワンストップ化を進める必要がある。   |
| 20   | 道路占用手続きの簡素化・統一化               | 国、県、市町村など道路管理者ごとに道路の占用手続きに関する様式や添付書類等がそれぞれ異なり、申請者に過度な業務負担を強いている。   | 国土交通省は、平成25年度中に、道路法施行規則に定める占用許可申請書の様式を関係省のホームページに掲載するとともに、その旨を各道路管理者あてに周知徹底する。   | 国土交通省                      | A<br>(措置済み) | 道路法施行規則に定める占用許可申請書の様式を関係省のホームページに掲載するとともに、その旨を各道路管理者あてに周知した(H26.3.18)。  | A<br>(措置済み) | 道路法施行規則に定める占用許可申請書の様式を関係省のホームページに掲載するとともに、その旨を各道路管理者あてに周知した(H26.3.18)。   |
| 21   | 航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化       | 航空機の登録申請においては、申請内容の証明となる添付書類が多様であることから、国土交通省の電子申請システムの対象手続きになっていない。  | 国土交通省は、書面に代わる電磁的な手段に係る書類の整理・検討結果や行政機関間における保有情報の共有の進展状況を踏まえ、航空機登録申請手続きの簡素化を引き続き検討するとともに、平成26年度中に簡素化の内容を明確にする上にもスケジュールを明示する。   | 国土交通省                      | A<br>(措置済み) | 航空機登録申請の添付書類について、一部の書類提出を不要とし、申請手続きの簡素化を実施した。提出を不要とする書類については、平成27年5月20日付で国交省ホームページに掲載し、申請人に周知した。他方、申請手続きの電子化については、申請件数が減少であり、コストメリットが見込めないことから、将来的に申請件数が増加する等の条件を満たす場合に再度検討する。  | A<br>(措置済み) | 航空機登録申請の添付書類の削減について検討した結果、一部の添付書類(航空機移転登記時における旧所有者の住民票等)を削減可能と判断した。検討結果は速やかに国土交通省ホームページで周知する。一方、電子化については、申請件数が減少であり、コストメリットが見込めないことから、将来的に申請件数が増加する等の条件を満たす場合に再度検討する。  |
| 22   | 旅館における宿泊者名簿の電磁的作成・保存の推進       | 旅館で作成する必要がある宿泊者名簿について、名簿の電子的作成・保存が認められているにもかかわらず、一部の地方自治体では対応が徹底されておらず、施設の情報化をすすめる際の阻害要因になっている。  | 厚生労働省は、宿泊者名簿が電磁的方法により作成・保存が可能となっていることについて、ホームページ等を利用した分かりやすい形の周知を早急に行う。  | 厚生労働省                      | A<br>(措置済み) | 宿泊者名簿が電磁的方法により作成・保存が可能となっていることについて、ホームページに掲載し、周知した。   | A<br>(措置済み) | 宿泊者名簿が電磁的方法により作成・保存が可能となっていることについて、ホームページに掲載し、周知した。  |
| 23   | クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し(※)  | クラウドメディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化すべき   | 文化庁は、著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用サービスの提供に際してサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンスング体制の構築について文化庁審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を行い、関係省間の合意が得られることを前提に平成28年度なるべく早い時期に結論を得る。 | 文化庁                        | A<br>(措置済み) | 文化審議会著作権分科会では、平成26年6月よりの15回にわたり委員会を開催し、権利者、事業者、利用者の三者の意見も踏まえ、検討を行ってきた。その結果、本課題に対する法的な整理や、円滑なライセンスング体制の構築に関する提言等を内容とする「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」が平成27年2月に取りまとめられた。同報告書では、クラウドサービス等の重要な発展のためには、当事者間による円滑なライセンスング体制の構築が重要であることが示されているため、文化庁としても、関係当事者間の取組を見守りつつ、必要な支援を行う予定である。   |             |  |

| 項目番号 | 項目名                             | 制度の現状   | 対応方針   | 関係府省名 | 対応方針に対する進捗度 |  | 対応方針に対する進捗度 |                        |
|------|---------------------------------|---|--|-------|-------------|--|-------------|------------------------|
|      |                                 |   |  |       | 記号          | 具体的対応状況<br>(H28年3月末時点)   | 記号          | 具体的対応状況<br>(H27年9月末時点) |
| 24   | 金融機関による外部委託先の監督についての明確化(☆)      | 金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実施に対応して、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。   | 金融庁は、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、平成26年度から開始される財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督のあり方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監督方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。   | 金融庁   | S<br>(措置済み) | 公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)が主催した「金融機関におけるクラウド利用に関する有識者検討会」の報告書を踏まえ安全対策基準の改訂に関する検討部会にオブザーバとして参加し、クラウドサービス事業者への監督方法等、適切なリスク管理のあり方等について提言を行った。同検討部会の議論を踏まえ、平成27年3月24日に安全対策基準の改訂案が閣内、平成27年6月28日にFISC安全対策基準(第8版追加改訂)として発刊された。これにより金融機関におけるクラウドサービス利用の共通的な規範が整備された。当庁では、セミナーや個別金融機関に対するモニタリングにおいて、安全対策基準の改訂内容を示すことで、その周知・徹底を実施。<br><br><安全対策基準改訂の主なポイント><br>・事業者選定にあたっての客観的評価(安全対策水準、業務遂行能力等)<br>・安全対策を盛り込んだ契約の締結 |             |                        |
| 25   | 現況地形及び施工図の3D化・配値の推進(☆)          | 公共工事の設計、概算、入札及び契約については2Dの設計図書を用いることが前提となっているが、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があり、情報化施工促進に大きく役立つことから3次元化を推進すべきである。  | 国土交通省は、公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計をおこなう。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。  | 国土交通省 | A           | ・CIM試行業務・工事における成果品作成の手引き(案)の策定。<br>・CIM導入ガイドラインの骨子(目次等)を策定。<br>・CIM導入ガイドライン案案について、策定に向けて検討中。   |             |                        |
| 26   | 建築確認申請の電子化(☆)                   | BIMの普及活用状況を踏まえ、確認申請の電子化を促進すべき。  | 国土交通省は、BIM(Building Information Modeling)やCAD等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について、平成25年度中に通知する。   | 国土交通省 | A<br>(措置済み) | 平成26年3月31日時点では、当該通知をすするための検討・検証が不足していたため、約1か月の期間をかけた追加検討・検証を行う。なお、必要な検討・検証を終え、「建築確認申請等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)」(平成26年5月7日付付国住指第394号)を通知済み。  |             |                        |
| 27   | 公的機関からの電子的手段による通知の促進(☆)         | 住民税特別徴収に係る手続きは、eL-TAXをベースとし、自治体において電子的に行えるようにする。具体的には、①企業に対する給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の電子化(企業に対して1つの電子データでの提供)、②個人への税額通知方法の統一(データを一本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等)、③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のフォーマットの統一化を実現すべきである。 | 総務省は、①eL-TAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ、eL-TAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送信することについては、平成27年9月を目処にeL-TAXを改修し、その後、各市町村において税額システムをeL-TAXに対応できるように改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。<br>②各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保険・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行う。<br>③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeL-TAX仕様の統一フォーマットについては、①の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。 | 総務省   | A           | ①一般社団法人地方税電子化協議会において平成27年8月にeL-TAXの改修が完了。各市町村において税額システムをeL-TAXの改修に対応できるように改修することで、対応の完了した市町村から順次平成28年度以降、電子署名付きの電子データの送付を開始することが可能となっている。<br>②IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会・インナー等分科会において、マイ・ポータルのあり方を議論しているところであり、各納税義務者が専用のホームページで税額を参照できる仕組みについて、マイ・ポータルの機能と併せて検討を行っている。<br>③「公的機関からの電子的手段による通知の促進」の改修に併せて、一般社団法人地方税電子化協議会において平成27年8月にeL-TAX仕様の統一フォーマットの策定が完了。  |             |                        |
| 28   | 地下街等の閉空間における電波申請書(工事設計書)の簡素化(☆) | 電波中継装置の電波申請で、多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1件ごとの入力ではなく、一覧表の添付(excel.csv形式など)で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。  | 総務省は、企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成27年度のシステムの機能改善までには検討をおこない、結論を得る。   | 総務省   | S<br>(措置済み) | 規制改革会議の意見書の指摘を踏まえて、地下街等の閉空間における電波申請の簡素化に関する機能改善の検討を行い、特定無線局開設届(携帯電話基地局等)インターネット申請アプリケーションにより、平成28年3月12日から申請の受付が可能となった。   |             |                        |

<対応方針に対する進捗度:記号>

- 「S」:内容やスケジュールに於いて、対応方針以上の結論が得られたもの
- 「A」:対応方針のとおり検討や論点整理が行われたもの
- 「B」:対応方針のとおり検討や論点整理が行われていないもの(一部措置済みを含む)
- 「C」:対応方針では事業そのものの解決が求められていたものの、解決していないもの

(措置済み):対応方針で記載された対応が完了したもの  
(黄色の塗りつぶし):今回措置済みとなったもの

平成27年度 IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに係る対処方針のフォローアップ項目一覧(抜粋)

| 項目番号 | 項目名                      | 制度の現状   | 対処方針  | 関係府省名                      | 対処方針に対する達成度 |  |    |  |
|------|--------------------------|---|---|----------------------------|-------------|--|----|--|
|      |                          |   |   |                            | 記号          | 具体的対処状況<br>(H28年3月末時点)   | 記号 | 具体的対処状況<br>(H27年9月末時点)   |
| 19   | 自動車保有関係手続きのワンストップサービスの拡充 | 現在ワンストップ化されている手続きは新車の新規登録のみであるが、手続きには代理が活用され、ワンストップサービスが広く利用されるようになってきている。自動車の買い換えに伴って発生する抹消登録・移転登録等、他の手続きについてもワンストップ化を進めるべき。 | 国土交通省、総務省、財務省、警察庁が平成29年度までに実施予定のワンストップサービスの手続き拡大に関する取組状況を踏まえ、総務省は行政書士法施行規則第20条の改正の必要性について検討し、必要な措置を講ずる。 | 国土交通省<br>総務省<br>財務省<br>警察庁 | A           | 国土交通省等において全国の都道府県に対し、継続的に働きかけを実施した結果、平成27年度に続き、28年度予算においてもOSS共同利用化システムを構築するために必要な予算がほぼ全ての都道府県において措置される等、所要のシステム構築が進められている。引き続き必要な予算の確保について都道府県に働きかけているところ。<br>あわせて、総務省と国土交通省とで行政書士法施行規則第20条の改正の必要性について、対象となる手続き及び者等の課題を整理し、対象となる手続きについては、新車新規以外の手続きについても、現在のOCRシート(光学式読取シート)の作成については、一部を除き定型的かつ容易であることを省庁間では確認した。なお、OCRシート作成の前提となる「権利義務や事実証明」に関する書類の作成は行政書士の独占業務となっており、行政書士法が遵守され、これらの書類の作成が行われないことが担保される必要がある。対象となる者については、行政書士法施行規則に記載のある社団法人日本自動車販売協会連合会は日本行政書士会連合会との一定の合意のもと約40年間に渡りOCRシートの取次業務を行う中で、同シートの記載内容について当該業務における経験又は能力があることを省庁間では確認した。さらに、対象となる者に関して検討を進めている。 | A  | 国土交通省等では全国の都道府県に対して、27年度の予算措置に向けた働きかけを継続的に実施し、その結果、全国的に27年度からOSSシステムを構築するための予算措置がされた。<br>あわせて、総務省と国土交通省とで行政書士法施行規則第20条の改正の必要性について、対象となる手続き及び者等の課題を整理し、それらについて検討を進めている。 |